

| 竹富町観光案内条例施行規則(案)に関するご意見、ご質問 | | |
|-----------------------------|---|---|
| 該当箇所 | コメントの内容 | 回 答 |
| 第3条 | 観光案内人条例施行規則(案) 第3条に関して、サイクリングでの下記による案内(ガイド)は、この条例に該当(免許申請をする必要がありますか)。 ・案内する場所が公道、集落周辺、公園内。 ・自然に付加を与えない観光という位置付け。 | 自転車で公道、集落周辺、街区公園等を案内し、周辺の自然環境エリアに入らず、自然環境資源に負荷を与えないものと判断される場合は、免許は必要ありません。 |
| 第3条 | 船長のみ業務(ガイド業は行わない)についても自然観光資源内に入る場合は観光案内人の資格が必要とのことですが、観光案内人の資格を有するガイドが同乗する場合であっても船長は観光案内人の資格が必要でしょうか？また、観光客が乗船していない場合(観光資源内に迎えに行く又は送った帰り等、船舶内は船長1名)についても同様に観光案内人の資格は必要ですか。 | 観光ガイドの資格を有する者が遊覧船に同乗していれば、必ずしも船の操縦者が観光ガイドの資格を保有している必要はありません。また、観光旅行者等が乗船していない場合には自然観光案内を行わないことから、船の操縦者が観光ガイドの資格を保有している必要はありません。 |
| 第3条 | 条例の第1章第2条(3)で規制されている旅館業、飲食店その他の観光事業者以外の事業者が別途料金をもらわずに案内する場合でも常態化していなければ問題ないとの説明がありましたが、常態化しているかどうかはだれが判断するのでしょうか？ 島民が細々と行う分には除外で問題ないと思いますが、外部からの大規模資金を投入しての宿などがHPなどでうたうことなく、直接お客さんとの間で行うものは見つけにくいと思いますが、ある一定の規模の宿などには、チェックに行くなどの対策をお願いします。 | 島民の日常生活の中で一般的に行われてきた自然との触れ合いに来訪者を同行させるような行為を無償で行うことに対しては、観光案内人の免許取得は必要ありません。 |
| 第3条 | この条例が、民宿のおじいおばあにも適用されるという点について、昨日の説明会では、許してしまうとそれが向け道になり、民宿のお客さんだからという手口で、免許を持っていない方が案内するのが可能になるから防ぐためだと回答頂きました。条例を作るのは大変だともいいます。あらゆる可能性を想定して最初から抜け道を防ぐことも大切だと思います。 ただ、この条例の本来の目的は、世界自然遺産登録されることにより、そこに集まるお金を目当てに外部からの業者に好き勝手させないことだと思います。ガイドの質も向上するし、条例自体は大賛成です。 しかし、その条例が地元住民を苦しめることになるのは一番避けなければいけません。 ずっと島に住み続けている方がいらして今の西表島はあります。 何十年も人を喜ばせるために行ってきたことが、条例違反になり、どこから来たかもわからない若い連中に注意を受ける、民宿のおじいおばあのことを考えてみてください。 同じように免許を取れと言っていました、あれだけの書類を提出して、講習を受けて、お金を払っておじいおばあにできる訳がないです。 もう山に来ないでと言っているようなものです。 大きなホテルや、ヘルパーさんの案内を禁止にするならわかります。 おじいおばあに逆に抜け道を作ってあげるなり、シルバーパスポートのようなものを配り、これまでしてきたことはどうぞと言う方が礼儀ではないでしょうか？ ご検討よろしくお願致します。 | 一方で、有償で行われる他の事業(旅館業、飲食業、その他の事業)に含めて案内行為を行うことで、案内行為が見かけ上は無償で行われている場合であっても、恒常的に行われており、案内行為が含まれることによって他の事業に付加価値が生じているような場合には、自然観光事業に該当すると判断されますので、観光案内人の免許取得が必要となります。 なお、判断がつかないようなケースがあった場合には、審査委員会で免許対象とすべきか否かの審議を行います。 また、観光案内人には、無免許で案内行為を行っていると思料したときに直ちに竹富町に報告する義務があります。報告を受けた竹富町は該当者に対し、指導、勧告、命令、公表措置を講ずることとなります。 |
| 第4条 | マスコミ等へ事前届け出書の提出を求める件は周知に時間が掛かると思います。 | マスコミ等へは効率的な周知に努めてまいります。 |
| 第5条3 | ・臨時ガイドについて 現行有効な救急救命などの資格を有し、年間の実働日数が少なく(月1~2回程度)観光案内人が臨時で事業者から依頼を受けることがある場合の取り扱いについて明確な基準を設定してほしい。臨時案内人として登録し、ガイド行為ごとに事前申告制にするなど専門の観光案内人とは区別しての取り扱いが必要ではないかと思う。 | 「臨時で他の事業者から依頼を受けることがある場合」においても、本条例に基づく観光ガイドの免許は必要となり、臨時ガイドという取扱いは行いません。 観光ガイドを複数の事業者で兼用する場合には、事業者間の業務委託や業務提携等を通じた適切な対応をお願いします。 |
| 第6条 | ガイドの登録料についてです。 事業主がこれだけの負担をすることに、納得できません。 (条例の話が出た時から言っていますが、納得できる返答がありません。) なぜ、これだけ高額の登録料・更新料が必要になるのか？ どうして、事業主が負担することになるのか？ 海外でも、自然保護域にてアクティビティを行う観光客が『パーミット』を支払うことがあたりまえです。 必要な経費は、観光客(入島する方々)から「観光税」などとして、少しずつ負担していただき、それを活用し、収支に関しては、明確に竹富町HPで公表する、という方法の方が、「西表島の自然保護」についての観光客の方々の意識も高まり、収入額も大きいのではないかと思います。 船会社が行政とタッグを組めないということが理由ならば、もっと働きかけ方があるだろうし、行政が徴収窓口を設ければよいと思います。あるいは、ツアーに参加したお客様から、『事業者が「パーミット」を頂いてもよい』ということならば、一日ツアー参加3000円、1週間15000円などの統一金額を明示して、業者から徴収という制度を取ればよいと思います。 とにかく、お金に関しては、現条例案に納得が出来ません。 | 登録料収入は、本制度の運用に必要な経費として、以下のような項目に充当されます。 ①観光案内人の免許交付に係る経費 ②免許証、その他物品の製作等に要する経費 ③免許申請時・交付後の講習、研修等の企画、実施等に要する経費 ④審議会及び審査委員会の運用に要する経費 ⑤本制度及び免許取得者に関する情報の公開・周知に要する経費 ⑥その他経費 ただし、設定した登録料収入では全ての必要経費が賅えない可能性があります。そのため、本制度の運用に関わる収支であることを明確にしたうえで、竹富町の一般財源に組み込んで会計処理を行うことで、一時的な経費不足により制度運用の停滞が生じないような措置を講ずることとしました。 このような会計処理の導入に対して、広く竹富町の町民の皆様のご理解を得るためには、本制度導入の原因者でもあり受益者でもある観光案内人の方々には、応分の負担をお願いする必要があると考えております。 |
| 第6条 | 登録料の根拠が不明、収集した登録料の用途が不透明 先ず条例の運営に係わる経費を試算し、試算に基づいた適切な登録料を設定すべき (金額が問題ではなく、透明性があればより高額でも良いかと思う) | なお、観光旅行者等に対する負担金の徴取に関しては、本制度の運用経費としてではなく、観光に伴う自然環境への負荷軽減に必要な経費負担という観点から、環境省と連携して、別途、検討を進めております。 |
| 第6条 | 登録料30000円は高すぎます。安くするかせめて使用機材の証書を義務にするならこの証書付きにすべきです。(1)を下げてその分(2)以降をもっと高くしてほしいと思います。そうすれば、ちょっとしたガイドをしているおじいおばあも登録しやすいと思います。 | |
| 第6条 | 観光ガイド登録料について 2人目以降は1人につき20,000円とは、最初から3ヵ月だけの雇用だとしても同額とのことですが、ここ最近の状況では長期で働いてくださる方よりも、短期での就職を希望される方もいらっしゃいます。人手不足のため短期間を希望されても雇い入れないと人員が確保できない状況です。 ※事業所の規模によって必要な人員はほぼ決まっていると思われます。 例えば、通年を通して5人のガイドを雇い入れてもらえるなら、5人×20,000円を3年分とし、その間でガイドの入れ替えがあっても5人を超えない場合は追加での登録料の納付は無いとするなら業者負担は軽減されると思われます。 | ガイドとして従事する者が入れ替わった場合には、変更届の提出が必要となります。 その場合、新たに観光ガイドとなる方については、改めて観光ガイドの免許申請をしていただき、免許交付に際しては同額の登録料を支払っていただく必要があります。 本条例では、地域に根差した質の高いガイドを確保することを目指しており、そのためにも、なるべくガイドの長期雇用を推奨していきたいと考えております。 |

| | | |
|------|--|--|
| 第6条 | <p>観光案内人条例施行規則(案)第6条に関して 観光ガイドを追加の際は、追加の登録料が発生する旨、理解しています。 事業所もガイド個人も登録料は3年分という説明でしたが、仮に登録したガイド(A)が登録から1年後に退職し、その後、時期を追って別途新規にガイド(B)が追加となった場合実質的にはガイド人数に増減が無いということになります。 変更の届出は必要だろうと推測しますが、この場合も追加の登録料の支払い義務が生じますか。 それとも、ガイド(A)の登録後3年経過までは、ガイド(B)の登録料は不要ですか。 こういうパターンは、想定されるかと思えます。</p> | <p>ガイドとして従事する者が入れ替わった場合には、変更届の提出が必要となります。 その場合、新たに観光ガイドとなる方については、改めて観光ガイドの免許申請をしていただき、免許交付に際しては同額の登録料を支払っていただく必要があります。 本条例では、地域に根差した質の高いガイドを確保することを目指しており、そのためにも、なるべくガイドの長期雇用を推奨していきたいと考えております。(再掲)</p> |
| 第7条 | <p>施行規則第7条で、推進協議会が主催又は認定する「利用ルール」とあるが、「利用ルール」は具体的にどのようなように定めるのか。また、利用ルールに違反した場合には、第22条以下に定める指導、勧告等の制裁措置の対象となるのか。</p> | <p>「利用ルール」に関しては竹富町西表島エコツーリズム推進協議会において策定する「西表島エコツーリズム推進全体構想」に記載し、当該構想を竹富町が所管省庁に提出し、国の承認を得たうえで決定いたします。 また、当該構想は、施行規則第13条により本条例の「関係法令」に含むと規定しているため、当該構想の「利用ルール」に違反した場合には、竹富町による指導、勧告及び命令もしくは公表措置並びに営業停止等の処分の対象となります。</p> |
| 8条3項 | <p>竹富町観光案内人条例施行規則(案)第8条第1項について、観光案内人が自社Webサイトや名刺、パンフレットなどの作成に使う『竹富町観光ガイド徽章』のデジタルイメージ(pngファイルなど)の無料交付を追加したほうがよい。</p> | <p>施行規則には、条例第8条第9項の規定に基づき、免許取得者に対して町長が交付しなければならないものを明記しているため、規則への追記は行いませんが、免許取得者に限り「竹富町観光ガイド徽章」のデジタルイメージ(pngファイルなど)を使用できるよう、具体的な使用方法について検討し、決定次第、免許取得者に周知します。</p> |
| 8条4項 | <p>第2章第8条(4)の業者車両・船舶・カヌーなどに証票を貼付する。はお願いではなく義務としてください。 それと併せて、ショップ名や電話番号なども明記するように義務づけてください。 どこのショップのものかわからない車や船がたくさんあります。一目瞭然になるようにお願いいたします。</p> | <p>条例第14条第2項の「免許証」は「免許証等」と読み替えることとする旨、施行規則を修正いたします。したがって、交付された使用機材に貼付する証票についても、外部から視認されやすいところに貼付することは免許取得者の義務となります。 また、もっぱら海域において使用するプレジャーボート等の船舶については、本条例の対象外となるため、様式第2号の「自然観光事業に使用する機材の種類及び保有数量」の「船舶」については、「船舶(もっぱら海域において使用するものを除く)」と修正しました。</p> |
| 第14条 | <p>・重要な決定権をもつ評議会および審議委員会について不明瞭な点が多い (メンバー・審査基準等)</p> | <p>審議会は観光案内人条例の施行又は改定に関して町長に助言する機関です。 また、審査委員会は観光案内人の免許の付与、更新の是非、観光案内人への指導、勧告、命令に関する審査を行う機関であり、審議会の下部組織として設置するものです。 審査の公平性を担保するため、審査委員会の委員の氏名や所属は公開しますが、審査委員会及び審査基準については非公開とします。</p> |